

告示

埼玉県告示第七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキチュー東松山高坂店

埼玉県東松山市あずま町四丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社セキチュー 代表取締役 関口忠

（変更後）株式会社セキチュー 代表取締役 関口忠弘

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社セキチュー 代表取締役 関口忠

（変更後）株式会社セキチュー 代表取締役 関口忠弘

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県東松山市東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画

整理事業地内二十四―一街区

（変更後）埼玉県東松山市あずま町四丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成二十六年五月十四日 外

ニ 届出年月日

平成二十七年二月十日

二 縦覧期間

平成二十七年二月二十七日から平成二十七年六月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年二月二十七日から平成二十七年六月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課